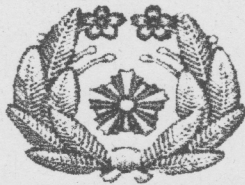


白庭台6月号

2020 年白庭台駅前交番広報紙



白庭台駅前交番 TEL 78-3079
生駒警察署 TEL 74-0110

☆ 不法就労・不法滞在防止にご協力を！

6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、外国人労働者の適正就労促進と不法就労の防止等に力を入れております。

【不法就労・不法滞在を防止しましょう】

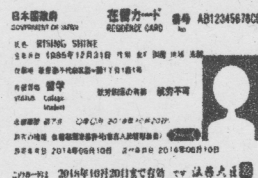
不法就労は、“犯罪”になります。不法就労させた事業主も処罰の対象となるので、外国人を雇用する時は、必ず在留カードを確認して徹底した就労資格の確認をお願いします。

○不法就労とは※例外等、詳しくは出入国在留管理庁のHPをご覧ください。

- ① 不法滞在者や被退去強制者が働くこと
- ② 出入国在留管理庁から働く許可を受けずに働くこと
- ③ 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くこと

○在留カードとは※観光目的の短期滞在者等は対象となりません。

中長期在留する外国人に対して交付される基本身分事項や在留資格・期間等が記載されたカードのこと。



☆ やめよう、薬物乱用！

（規制されている主な薬物）

○覚醒剤 ○大麻 ○コカイン ○MDMA（合成麻薬） ○向精神薬

○指定薬物（中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用を有し、かつ人体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物として、厚生労働大臣が指定したもの）

（薬物乱用による精神・身体への弊害）

○身体への有害性について

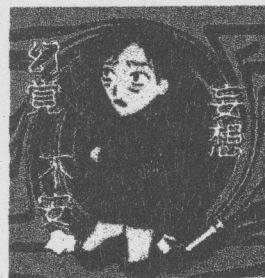
血圧上昇や脳血管疾患、心疾患、肝機能障害等の発症の他、注射器の使い回しによるAIDS、肝炎の感染や皮膚の損傷等があげられます。

○精神への有害性について

意識障害、脱力感、疲労感、幻覚、妄想の他、常軌を逸した行動や発作的に半狂乱の状態に陥るほか、覚醒剤精神病等の精神疾患に罹患することもあります。

○依存性・耐性について

薬物の効果が切れた苦痛から逃れるために、薬物に依存するようになり、繰り返し使用すると薬物に対し耐性が生じて同じ量では効かなくなります。又、使用をやめて長期間経った後も、突然、幻覚・妄想等の精神障害が現れるフラッシュバック（再燃現象）が起こることがあります。



お知らせ

県警ホームページでは、「ナポくんメール」「やまとの安全」のバックナンバーのほか、「休校期間中の子供の安全対策」「休業中の店舗の防犯対策」など、様々な防犯情報を掲載していますので、ぜひご利用ください！

「ナポくんメール」の登録は、右のコードを読み取るか、
県警ホームページからどうぞ！

ナポくんメール 検索

